

一般競争入札の実施について

予算執行者
福崎町長 嶋 田 正 義

下記の工事について一般競争入札を実施します。入札参加を希望される方は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料を作成のうえ、福崎町役場企画財政課へ提出してください。

1. 一般競争入札に付する事項

- | | | | |
|-----------|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| (1) 工事番号 | 下水道公共第 2 号 | | |
| (2) 工 事 名 | 西光寺地区下水道面整備工事 (第 4 工区) | | |
| (3) 工事場所 | 神崎郡福崎町南田原地内 | | |
| (4) 工事概要 | 管 路 工 | L = 2 , 1 6 3 . 5 m | |
| | 開 削 工 | L = 2 , 1 6 3 . 5 m | |
| | V U 1 5 0 | | L = 2 , 0 7 7 . 9 m |
| | 1 号 人 孔 | | 1 4 箇所 |
| | 楕 円 人 孔 | | 7 9 箇所 |
| | 塩 ビ 人 孔 | | 4 箇所 |
| | 宅 内 枳 | | 6 9 箇所 |
| | 舗装仮復旧工 | 1 式 | |
| | 附 帯 工 | 1 式 | |
| | 仮 設 工 | 1 式 | |
| (5) 工 期 | 平成 2 5 年 2 月 2 8 日 (木) まで | | |

2. 応募方法 単独企業によります。

3. 入札参加資格者

1 に掲げる工事 (以下「本工事」という。) の入札に参加することができる資格を有する者は、競争入札に参加する者に必要な資格等に関する規程 (昭和 4 7 年告示第 1 9 の 2 号) に基づく工事契約に係る競争入札参加資格取得 (平成 2 2 、 2 3 年度登録) 者で、土木工事一式で登録申請しており、次に掲げる事項のいずれにも該当し、予算執行者の入札参加資格確認を受けなければなりません。

地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。) 第 1 6 7 条の 4 の規定に基づく福崎町の入札参加資格制限基準 (昭和 4 7 年告示第 1 9 号の 3) による入札参加の資格制限に該当しない者。

公告日の前日現在において、中播磨管内に本店を有する者、または中播磨管内に支店・営業所等を有する者で、同支店・営業所等において契約締結権限を有する代理人を置いており、かつ同支店・営業所等において建設業法第 1 5 条の規定による土木一式工事に係る特定建設業許可を受けている者。

本店が福崎町内にあり、町税に滞納がない者又は福崎町内に営業機能を有する支店、営業所等があり、かつ、法人町民税を納付し、町税に滞納がない者。

なお、上記以外の者にあつては、福崎町内をそれぞれの各市町村内、町税及び法人町民税については各市町村の市町村税及び法人市町村民税と読み替えるものとします。

消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者。

上記については、公共機関が発行した納付を証明する書面 (写し可) を添付してください。

建設業法 (昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号) に規定する土木一式工事に係る経営規模等評価結果通知書における総合評定値が 9 7 5 点以上 (町内業者及び準町内業者においては 8 3 0 点以上で、かつ本契約締

結予定日（平成24年6月中旬）に経営規模等評価結果通知書の期間が有効であることが、入札参加申請期限日（確認基準日）までに、または入札書の提出期限までに確認できる者。

福崎町の指名停止基準（平成6年告示第55号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、確認基準日及び入札日現在で受けていない者。

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）和議法（大正11年法律72号）に基づく和議開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）

本工事に配置できる専任の監理技術者（建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格証の交付を受けた者をいう。以下同じ）を有すること。

落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することは認めない。

本工事に係る設計業務等の受託者でない者、または当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者。

4. 契約条項を示す場所及び期間

場所

福崎町役場企画財政課

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116 番地の1

電話番号 0790-22-0560

期間

平成24年4月19日（木）から平成24年4月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

5. 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成24年4月19日（木）から平成24年4月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

交付場所

4に同じです。

交付方法

無料で交付。

6. 入札参加の申込み

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次に従い提出しなければなりません。

提出期間

平成24年4月19日（木）から平成24年4月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

提出場所

4に同じです。

7. 入札手続き等

次の日時及び場所において入札者の立会いのうえ行います。

- (1) 日時

平成24年5月28日（月）午前9時20分

- (2) 場所

福崎町役場 2階 大会議室
(担当課) 福崎町役場企画財政課
電話番号 0790-22-0560

(3) 入札書の提出期限及び場所

上記(1)及び(2)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出してください。

(4) 開札：上記(1)及び(2)の開札の日時及び場所において入札者立会のうえ行います。

(5) 福崎町財務規則（昭和58年規則第4号。以下「財務規則」という。）第107条の規定に基づく
予定価格及び財務規則第108条の規定に基づく最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内で最
低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(6) 入札保証金：要

(7) 契約保証金：要

(8) 建設工事保険：要

(9) 支払条件

支払い条件は、次のとおりとします。

前払金：有

部分払：履行期間中3回以内とします。

(10) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札参加申込書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(11) 契約締結に関する事項

町議会の議決を要する契約であるので入札後1週間以内に仮契約し、議会の議決を得た後に本契約とする。

8. その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 照会窓口は、福崎町企画財政課（電話番号：0790-22-0560）である。

入札に関する条件

1. 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。
2. 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が所定額以上であり、保険対象期間については、平成24年6月22日(金)までであること。
3. 所定額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が原則として入札の前々日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)までに納入されていること。
4. 入札者、又は代理人が当該入札について2通以上した入札でないこと。
5. 当該工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
6. 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
7. 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
8. 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を契約担当者に提出すること。
9. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りではない。
10. 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
11. 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とした場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取り下げを行うこと。
12. 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - 初度の入札に参加して有効な入札をした者。
 - 初度の入札において1～11までの条件に違反し無効となった入札者のうち1、2の後段、5、6及び11に違反し無効となった者以外の者。